

3-3 社会的状況

3-3-1 地域の社会的状況に係る項目

1. 人口及び産業の状況

(1) 人口

西区及び手稲区における人口及び世帯数の推移を表 3-3-1-1 及び図 3-3-1-1 に示す。

令和4年から令和6年にかけて、西区及び手稲区の人口及び世帯数はいずれも増加している。事業実施区域に近い西区発寒地区についても、同様に増加傾向にある。

表 3-3-1-1 人口及び世帯数の推移

各年10月1日時点

地区	年度	令和4年		令和5年		令和6年	
		人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)
市全体		1,961,298	1,096,849	1,958,199	1,104,314	1,956,552	1,113,344
西区		218,682	119,659	218,596	120,621	218,819	121,878
発寒地区		52,408	28,378	52,420	28,575	52,493	28,971
手稲区		141,407	71,294	140,696	71,447	139,918	71,808
新発寒地区		16,981	7,914	16,858	7,894	16,764	7,898

出典：「町名・条丁目別世帯数及び男女別人口（住民基本台帳人口）」（令和7年1月1日現在、札幌市）

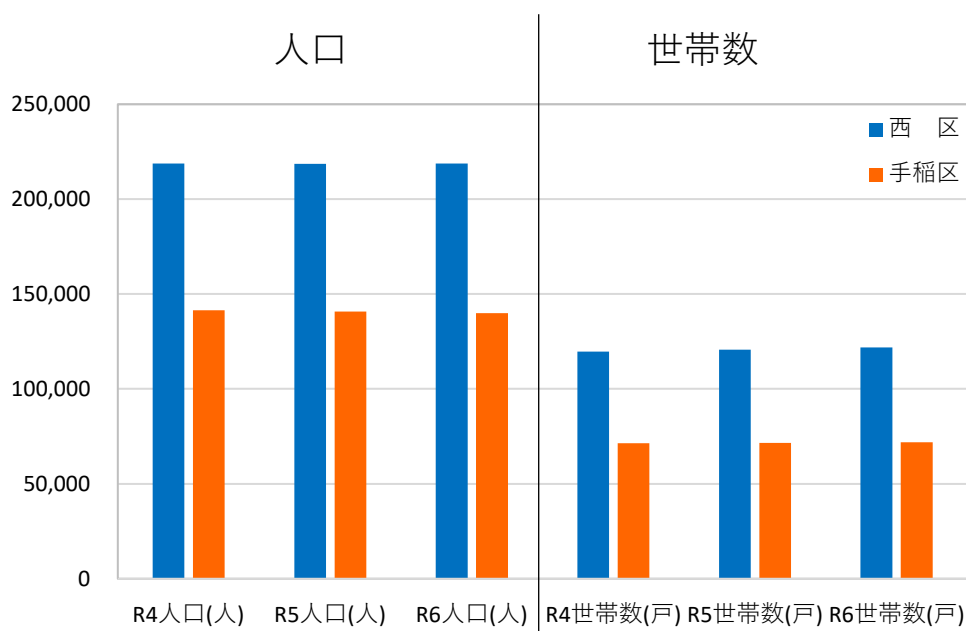


図 3-3-1-1 人口及び世帯数の推移

出典：「町名・条丁目別世帯数及び男女別人口（住民基本台帳人口）」（令和7年1月1日現在、札幌市）

(2) 産業構造及び推移

市全体、西区及び手稲区における産業別就業者数の推移を表 3-3-1-2 に、また、西区の産業構成を図 3-3-1-2 に示す。

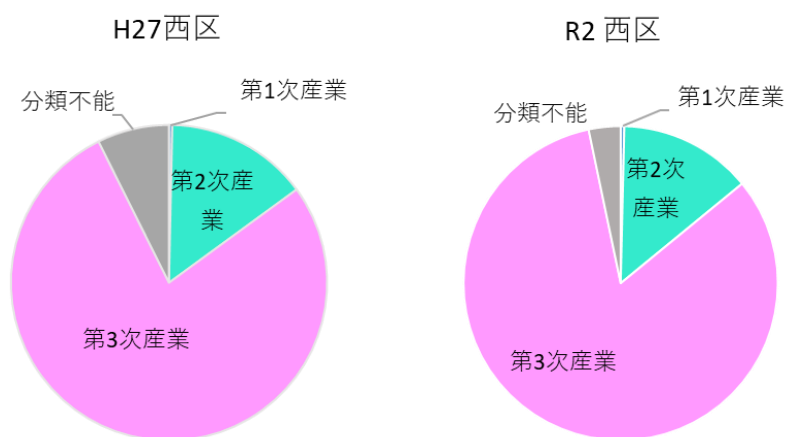
市全体・西区・手稲区ともに、令和2年度では第3次産業の占める割合が8割を超えており、産業区分の中で最も高い状況である。

表 3-3-1-2 産業別就業者数の推移

各年10月1日時点					
対象区	産業区分	平成27年		令和2年	
		就業者数 (人)	割合 (%) ^注	就業者数 (人)	割合 (%) ^注
市全体	第1次産業	3,790	0.5	3,983	0.5
	第2次産業	118,503	14.0	115,924	13.7
	第3次産業	645,868	76.5	697,967	82.5
	分類不能	76,152	9.0	28,079	3.3
	合 計	844,313	100.0	845,953	100.0
西 区	第1次産業	331	0.4	354	0.4
	第2次産業	13,427	14.6	13,042	13.7
	第3次産業	71,428	77.7	78,704	82.6
	分類不能	6,759	7.4	3,118	3.3
	合 計	91,945	100.0	95,218	100.0
手稲区	第1次産業	256	0.4	288	0.5
	第2次産業	11,164	19.0	10,757	18.1
	第3次産業	44,659	75.9	46,272	78.1
	分類不能	2,781	4.7	1,959	3.3
	合 計	58,860	100.0	59,276	100.0

注) 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

出典：「札幌市の人口-国勢調査結果報告書-」（平成27年、令和2年、札幌市）



出典：「札幌市の人口-国勢調査結果報告書-」（平成27年、令和2年、札幌市）

図 3-3-1-2 西区の産業別就業者数の推移

2. 土地利用の状況

(1) 行政区画

事業実施区域は、西区発寒に位置している。また、事業実施区域の周辺である西区及び手稲区には、表 3-3-1-3 及び表 3-3-1-4 のとおり 477 の町内会、5 連合会がある。

表 3-3-1-3 事業実施区域及びその周辺における町内会

令和6年9月1日現在

行政区	町内会数	加入世帯数 (世帯)	班 数 (班)
西 区	282	75,587	4,279
手稲区	190	47,667	3,018
2区合計	472	123,254	7,297

出典：「令和 6 年度市区町村町内会・自治会連合会組織基本調査報告書」（令和 7 年 3 月、北海道町内会連合会）

表 3-3-1-4 事業実施区域及びその周辺における連合町内会

令和7年9月現在

連合町内会	町内会数	加入世帯数 (世帯)	更新日
発寒連合町内会	28	10,325	R7.4.22
新発寒わらび連合町内会	7	1,784	R6.8.15
新発寒連合町内会	4	2,073	R2.4.16
新発寒第一連合町内会	3	2,350	R7.5.7
西宮の沢連合町内会	7	3,300	R3.5.11

出典：「北海道町内会連合会正会員データベース」（令和 7 年 9 月現在、北海道町内会連合会）

(2) 現況土地利用

1) 現況土地利用状況

市全体における地目別土地利用面積を、表 3-3-1-5 及び図 3-3-1-3 に示す。本市は大都市であるが、南西部に山林が多いため山林の割合が約 57%と高く、次いでその他を除くと宅地が約 13%となっている。

表 3-3-1-5 地目別土地利用面積

地目別面積：令和7年1月1日現在^{注1}

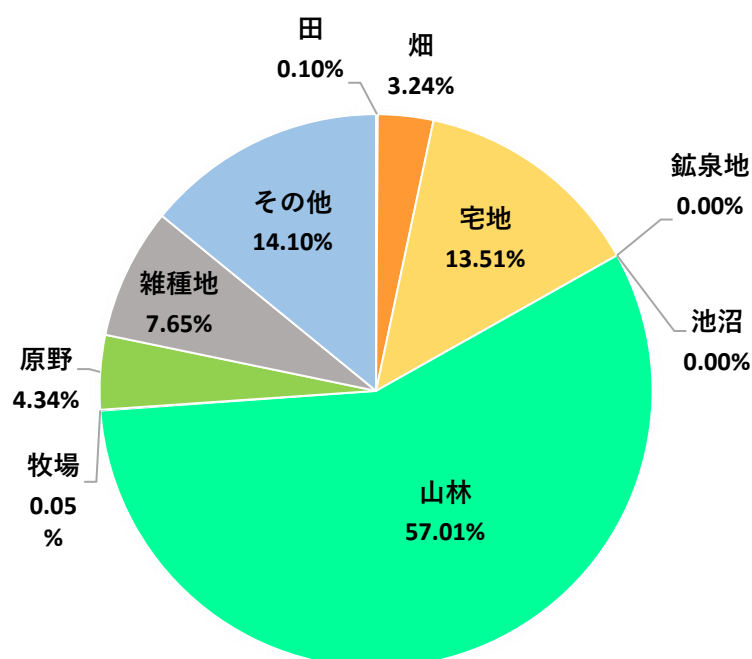
区分	市全体	
	面積(km ²)	割合(%)
田	1.13	0.10
畑	36.31	3.24
宅地	151.49	13.51
鉱泉地	0.00	0.00
池沼	0.05	0.00
山林	639.18	57.01
牧場	0.55	0.05
原野	48.69	4.34
雑種地 ^{注2}	85.80	7.65
その他 ^{注3}	158.07	14.10
総面積	1 121.26	100.00

注 1) 地目別面積は、1 月 1 日現在のため、総面積とは一致しないことがある。

注 2) 「雑種地」とは、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道用地、遊園地等である。

注 3) 「その他」とは、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園、湖等である。

出典：「第 132 回（令和 7 年）北海道統計書」（令和 7 年 3 月発行、北海道総合政策部計画局）



出典：「第 132 回（令和 7 年）北海道統計書」（令和 7 年 3 月発行、北海道総合政策部計画局）

図 3-3-1-3 本市の地目別土地利用面積

2) 都市計画法上の地区計画等の状況

本市における都市計画法に基づく都市計画区域及び用途地域の指定状況を、表 3-3-1-6 に示す。周辺の用途地域の指定状況は図 3-3-1-4 のとおりで、事業実施区域は工業専用地域に位置している。

また、周辺の地区計画については、表 3-3-1-7 及び図 3-3-1-4 に示す9地区について定めている。

表 3-3-1-6 都市計画区域及び用途地域の指定状況

令和7年3月7日時点

用途地域の種類			市全体	
			面積 (ha)	割合 (%)
都市計画区域	市街化区域	第1種低層住居専用地域	8,186	14.22
		第2種低層住居専用地域	475	0.82
		第1種中高層住居専用地域	1,386	2.41
		第2種中高層住居専用地域	2,576	4.47
		第1種住居地域	4,426	7.69
		第2種住居地域	485	0.84
		準住居地域	1,156	2.01
		近隣商業地域	2,647	4.60
		商業地域	831	1.44
		準工業地域	2,264	3.93
		工業地域	364	0.63
		工業専用地域	238	0.41
		合計	25,034	43.47
	市街化調整区域		32,550	56.53
総面積			57,574	100.00

出典：「用途地域」（令和7年3月7日時点、札幌市市民まちづくり局都市計画部）

：「都市計画区域、市街化区域・調整区域」（令和3年3月23日、札幌市市民まちづくり局都市計画部）

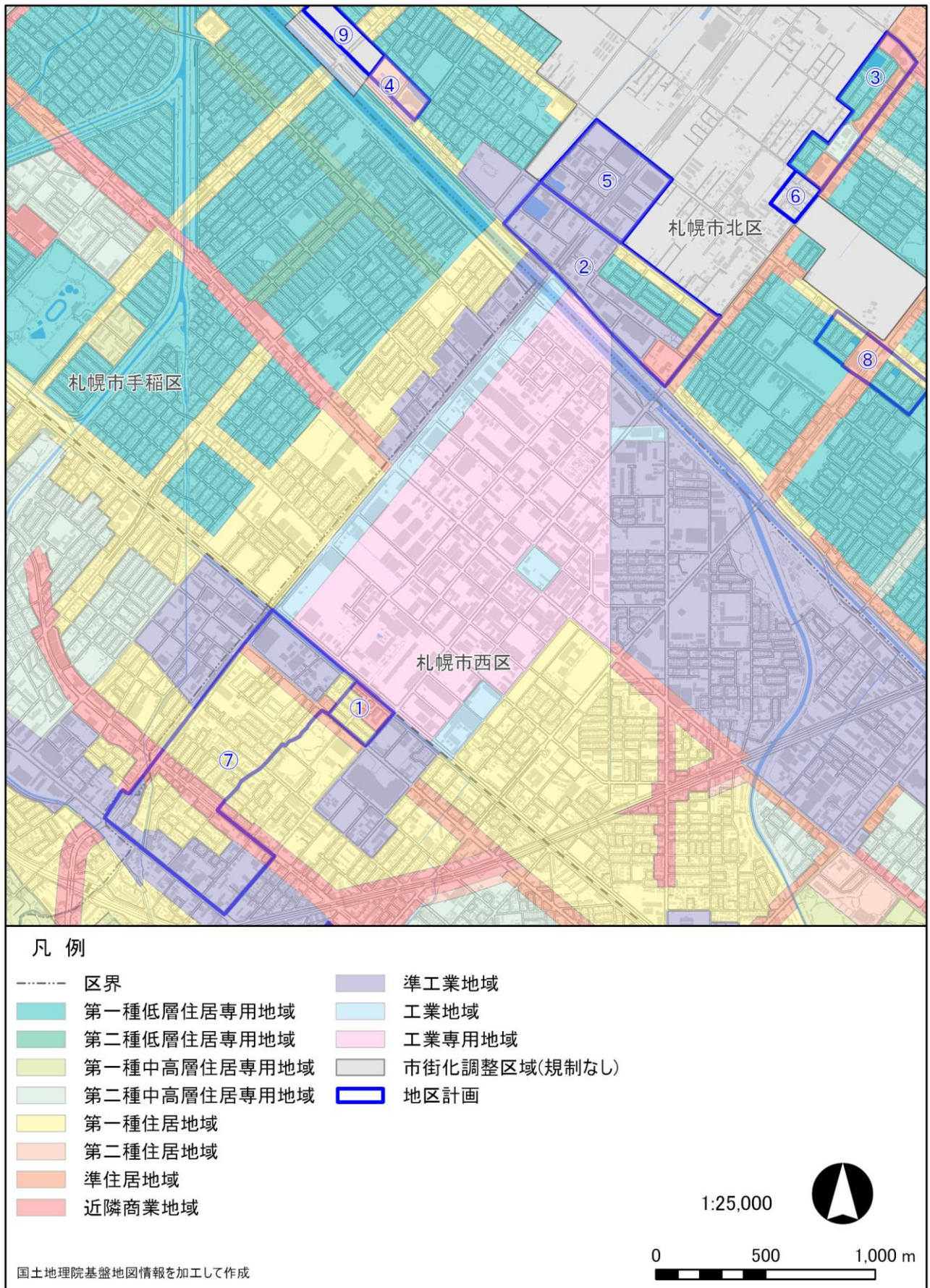
表 3-3-1-7 地区計画の決定状況

更新日：令和7年9月26日

名称 ^注	面積 (ha)	決定年月日 変更年月日	都市計画 区域区分	計画の目標
① 発寒駅南地区	4.0	昭和61年11月10日 平成18年3月31日	一般住宅A地区 駅前センター地区	緑豊かでうるおいのある良好な市街地形成を図る
② 新川第一地区	35.6	平成2年4月25日 令和元年7月11日	低層住宅地区 低層一般住宅地区 一般住宅A,B地区	環境の悪化を未然に防止し、調和のとれた良好な市街地の形成を図る
③ 新琴似第一地区	11.3	平成3年3月28日 平成8年3月29日	低層一般住宅地区 一般住宅地区 集合住宅地区 沿道地区、A地区	環境の悪化を未然に防止し、緑豊かでうるおいのある良好な住宅市街地の形成を図る
④ 新川西地区	2.9	平成8年3月29日	—	環境の悪化を未然に防止し、調和のとれた良好な市街地の形成を図る
⑤ 新川第二地区	16.7	平成9年3月28日	工業業務地区	環境悪化を防止し、良好な工業業務地の形成を図る
⑥ 新川光風園地区	2.5	平成11年12月7日 平成18年3月31日	低層戸建住宅地区	現在の良好な住環境の維持増進を図る
⑦ 宮の沢中央地区	60.3	令和2年4月1日	一般住宅地区	現在の住環境の維持・保全を図り、将来にわたってより良い環境を引き継ぐ
⑧ 新川新琴似地区	9.7	平成14年3月19日 平成16年4月6日	住宅地区(A,B地区) 沿道地区(A,B地区)	環境の悪化を未然に防止し、緑豊かでうるおいのある良好な住宅市街地の形成を図る
⑨ 新川北地区 (市街化調整区域)	4.7	平成22年4月6日 平成25年2月28日	低層住宅地区	緑豊かで良好な市街地の形成を図る

注) 地点番号は、図 3-3-1-4 に対応している。

出典：「地区計画決定状況一覧」(更新日：令和7年9月26日、札幌市市民まちづくり局都市計画部)



出典：「札幌市地図情報サービス」（令和4年、札幌市市民まちづくり局都市計画部）

図 3-3-1-4 都市計画区域、用途地域及び地区計画区域の指定状況図

3. 河川、湖沼、地下水の利用状況

(1) 水域利用の状況

1) 河川、湖沼等公共用水域の利用状況

事業実施区域の周辺における河川等の親水地区については、前項の河川水質観測地点（図 3-2-1-11）に示したとおり、手稲区の前田みどり公園前の軽川が親水護岸の水遊び場として整備されている。また、本市の水生生物生息調査地点として魚類等の調査を行っており、魚類の個体数は豊富で環境教育におすすめの場所となっている。

出典：「水辺環境水質調査」（更新日：2025年8月4日、札幌市環境局）
：「水生生物生息調査」（更新日：2024年10月25日、札幌市環境局）

(2) 利水の利用

1) 河川の利水の状況

事業実施区域周辺の河川水の利水状況については、新川水系の支流である琴似発寒川に表 3-3-1-8 に示す上水道等の水源が確保されている。

水源は、支流の上流部であり、対象地域の範囲外に位置している。

表 3-3-1-8 河川における水源

浄水場名	水源	水源確保量 (m ³ /日)	給水能力 (m ³ /日)	給水区域
西野浄水場	琴似発寒川 表流水	16,200	14,600	西区西野・平和・福井地区

出典：「札幌市の水道施設（浄水場）」（更新日：2024年7月16日、札幌市水道局ホームページ）

(3) 地下水の利用状況

西区及び手稲区における「札幌市生活環境の確保に関する条例」に基づく地下水採取事業場の利用状況を、表 3-3-1-9 に示す。

西区では工場等における事業用揚水件数が多いものの、図 3-3-1-5 のとおり、市全体に占める割合は西区及び手稲区合計で約 10%となっている。

表 3-3-1-9 令和 5 年度の西区及び手稲区における地下水揚水件数及び揚水量

業 種	揚水件数（日揚水量(m ³ /日)）		
	西 区	手稲区	計
事業用計	122 (5,615.6)	35 (1,507.7)	157 (7,123.3)
その他(工業仮排水,個人家事用)	124 (305.8)	22 (817.8)	146 (1,123.6)
合 計	246 (5,921.4)	57 (2,325.5)	303 (8,246.9)

出典：「揚水量に関する調査結果」（令和 5 年度、札幌市環境局）

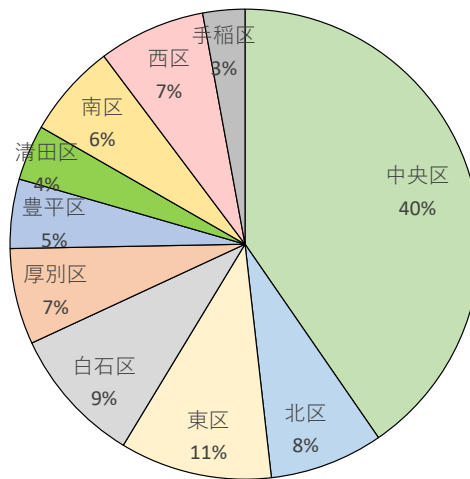


図 3-3-1-5 市内の区別揚水量（令和 5 年度）

4. 交通の状況

(1) 交通施設の分布

1) 主な交通施設（道路、鉄道等）の分布

事業実施区域周辺の主な交通網を、表 3-3-1-10 及び図 3-3-1-6 に示す。

国道は本市から小樽市へ通じる札幌自動車道及び一般国道 5 号が事業実施区域の南側を通過している。道道は、事業実施区域の西側に主要道道 128 号札幌北広島環状線（追分通）が接し、北方向に主要道道 125 号前田新川線がある。また、南側には一般道道 452 号下手稲札幌線が通過している。

表 3-3-1-10 事業実施区域周辺における交通施設

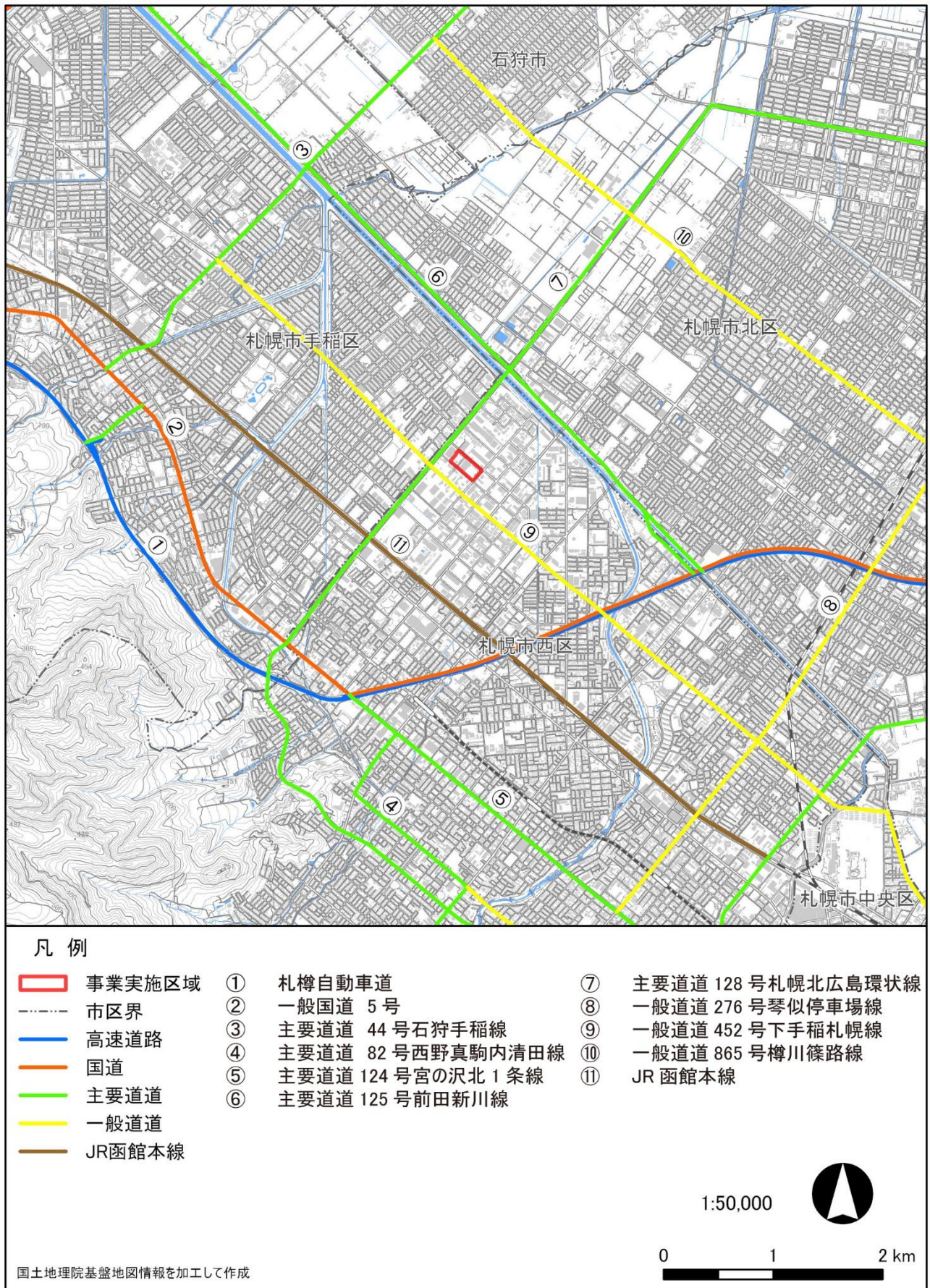
項目	区分	地点番号 ^注	路線名
交通施設	高速道路	①	札幌自動車道
	国 道	②	一般国道 5号
	道 道	③	主要道道 44号石狩手稲線
		④	主要道道 82号西野真駒内清田線
		⑤	主要道道124号宮の沢北1条線
		⑥	主要道道125号前田新川線
		⑦	主要道道128号札幌北広島環状線
		⑧	一般道道276号琴似停車場線
		⑨	一般道道452号下手稲札幌線
		⑩	一般道道865号樽川篠路線
	鉄 道	⑪	JR函館本線

注) 地点番号は、図 3-3-1-6 に対応している。

出典:「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果 WEB マップ(可視化ツール)」

:「鉄道データ」(令和6年、国土数値情報ダウンロードサービス)

:「札幌市地図情報サービス 都市計画道路」(令和7年9月26日時点、札幌市)



出典：「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果 WEB マップ（可視化ツール）」
 ：「鉄道データ」（令和 6 年、国土数値情報ダウンロードサービス）

図 3-3-1-6 交通網図

2) 主要道路の交通量

主要道路の交通量は表 3-3-1-11 及び表 3-3-1-12 に示す。

事業実施区域周辺の市道では、交通量は報告されていない。

表 3-3-1-11 主要な交通施設の交通量（道路交通センサス）

路線名	地点 番号 ^{注2}	地点名	自動車交通量（台/24h） ^{注1}	
			平成27年度	令和3年度
札幌自動車道	①	手稲ⅠC～札幌西ⅠC	22,139	16,197
	②	札幌西ⅠC～新川ⅠC	16,127	11,729
一般国道5号	③	（西区宮の沢1条4丁目）	26,790	22,919
	④	（西区発寒12条1丁目）	27,569	22,269
主要道道44号 石狩手稲線	⑤	石狩市樽川7条1丁目	20,293	18,381
主要道道128号 北広島環状線	⑥	西区発寒14条14丁目 （追分通）	21,315	23,905
主要道道124号 宮の沢北1条線	⑦	—	18,959	29,562
主要道道125号 前田新川線	⑧	北区新川西1条4丁目	29,942	31,996
一般道道276号 琴似停車場線	⑨	—	15,257	13,737
一般道道865号 樽川篠路線	⑩	—	19,959	17,535

注1) 斜文字は推定値を示す。

注2) 地点番号は、図 3-3-1-7 に対応している。

出典：「平成27年度 全国道路交通情勢調査 一般交通量調査箇所別基本表」（平成27年12月、国土交通省）

：「令和3年度 全国道路交通情勢調査 一般交通量調査箇所別基本表」（令和3年12月、国土交通省）

表 3-3-1-12 主要な交通施設の昼12時間交通量

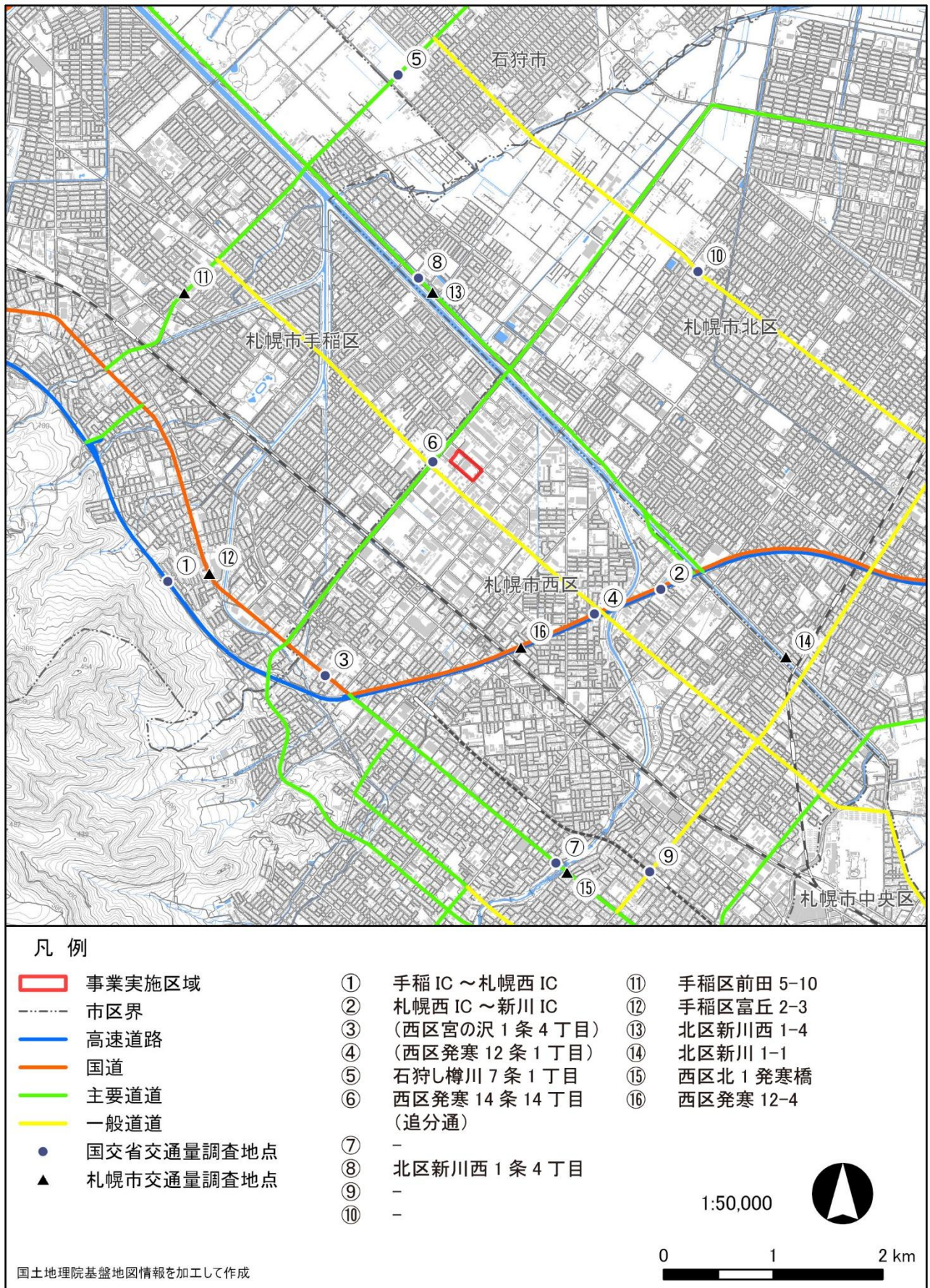
路線名	地点 番号 ^{注3}	地点名	自動車交通量（台/12h） ^{注1,2}		
			令和3年	令和5年	令和6年
石狩・手稲通	⑪	手稲区前田5-10	16,549	15,959	-----
北5条・手稲通	⑫	手稲区富丘2-3	21,676	-----	-----
新川通	⑬	北区新川西1-4	25,638	-----	22,463
新川通	⑭	北区新川1-1	29,361	-----	28,452
北5条・手稲通	⑮	西町北1発寒橋	24,190	-----	20,415
札幌新道	⑯	西区発寒12-4	17,471	-----	-----

注1) 交通量は平日の昼12時間交通量(7～19時)である。但し同一日ではない。

注2) 「-----」は実測していない地点を示す。また、令和4年は表中地点での調査を行っていない。

注3) 地点番号は、図 3-3-1-7 に対応している。

出典：「札幌の都市交通データブック 2023～2024」（令和6年（2024年）3月～令和7年（2025年）3月、札幌市まちづくり政策局）



出典：「令和 3 年度 全国道路交通情勢調査 一般交通量調査箇所別基本表」（令和 3 年 12 月、国土交通省）
 「札幌の都市交通データブック 2024」（令和 7 年（2025 年）3 月、札幌市まちづくり政策局）

図 3-3-1-7 交通量調査地点（自動車交通量）

5. 環境保全の配慮が必要な施設及び住宅の配置状況

(1) 環境保全の配慮が必要な施設の分布

1) 教育施設（学校・幼稚園等）の分布

事業実施区域の周辺における学校及び幼稚園等の教育施設の分布状況を、表 3-3-1-13（1km 程度の施設）及び図 3-3-1-8 に示す。

事業実施区域に最も近い「認定こども園新発寒みつばち保育園」は、敷地境界から 400m の距離にある。

表 3-3-1-13 事業実施区域の周辺における学校・幼稚園等

地点 番号 注2	区分	施設名	事業実施区域 からの距離 ^{注1}
①	学校	新陵中学校	約 750m
②		新陵東小学校	約 780m
③		新発寒小学校	約 830m
④		琴似工業高等学校	約 780m
⑤		新陵小学校	約 1,250m
⑥		西陵中学校	約 1,200m
⑦	幼稚園 保育園 特別支援学校	あづま幼稚園	約 680m
⑧		新発寒たんぽぽ保育園	約 950m
⑨		しんはっさむライラック保育園	約 900m
⑩		みらい保育園あいキッズ新発寒	約 700m
⑪		市立札幌北翔支援学校	約 1,300m
⑫		認定こども園新発寒みつばち保育園	約 400m
⑬		発寒コグマ保育園	約 1,050m

注 1) 事業実施区域から約 1 km 内の学校を記載した。

注 2) 地点番号は、図 3-3-1-8 に対応している。

出典：「市立学校・幼稚園一覧」（令和 7 年 4 月 1 日現在、札幌市）

：「子ども向け・子育て関連施設（幼稚園一覧）（保育施設一覧）」（更新日：2023 年 4 月 5 日、札幌市）

：「認可外保育施設一覧表」「事業所内保育事業」（令和 7 年 10 月 1 日現在、札幌市子育て情報サイト）

：「公立高等学校一覧」（令和 7 年 4 月 1 日現在、北海道教育委員会）



出典：「市立学校・幼稚園一覧」（令和7年4月1日現在、札幌市）
 ：「子ども向け・子育て関連施設（幼稚園一覧）（保育施設一覧）」（更新日：2023年4月5日、札幌市）
 ：「認可外保育施設一覧表」「事業所内保育事業」（令和7年10月1日現在、札幌市子育て情報サイト）
 ：「公立高等学校一覧」（令和7年4月1日現在、北海道教育委員会）

図 3-3-1-8 教育施設の分布状況

2) 医療施設の分布

事業実施区域周辺における医療施設の分布状況を、表 3-3-1-14 及び図 3-3-1-9 に示す。

事業実施区域から 500m 範囲には医療施設はないが、最も近い「新発寒ファミリークリニック」は敷地境界から約 930m の距離にある。

表 3-3-1-14 事業実施区域周辺における医療施設

地点 番号 ^注	区分	施設名	事業実施区域敷地境界 からの最短距離
①	病院	鉄工団地診療所	約 1,380m
②		医療法人社団 太田内科歯科	約 1,150m
③		発寒メディカルビル（複数入所）	約 1,050m
④		札幌秀友会病院	約 1,300m
⑤		かわばた内科クリニック	約 1,050m
⑥		新発寒ファミリークリニック	約 930m

注）地点番号は、図 3-3-1-9 に対応している。

出典：「医療機関情報マップ」（令和 7 年 10 月、一般社団法人札幌市医師会）

3) 社会福祉施設の分布

事業実施区域周辺における社会福祉施設の分布状況を、表 3-3-1-15 及び図 3-3-1-10 に示す。

事業実施区域に最も近い「社会福祉法人ともに」は、敷地境界の南西方向約 50m の位置にあり、事業実施区域から約 1km の範囲に 6 箇所の社会福祉施設が存在する。

表 3-3-1-15 事業実施区域周辺における社会福祉施設

地点 番号 ^注	区分	施設名	事業実施区域敷地 境界からの最短距離
①	障がい者福祉施設	社会福祉法人ともに 知的障がい者授産施設ともに	約 50m
②	老人福祉施設	特養老人ホームさくら苑	約 880m
③	認知症対応型共同生活介護	グループホームあさひ	約 1,100m
④	特定施設入居者生活介護	ベストライフ札幌西	約 1,400m
⑤	短期入所療養介護	老人保健施設愛の里	約 1,500m
⑥	児童福祉施設	社会福祉法人HOPエンデバー	約 1,100m
⑦	認知症対応型共同生活介護	オークヴィレッジ かるがも	約 1,100m

注）地点番号は、図 3-3-1-10 に対応している。

出典：「社会福祉法人一覧」（令和 7 年 4 月 25 日現在、札幌市保健福祉局保健所）

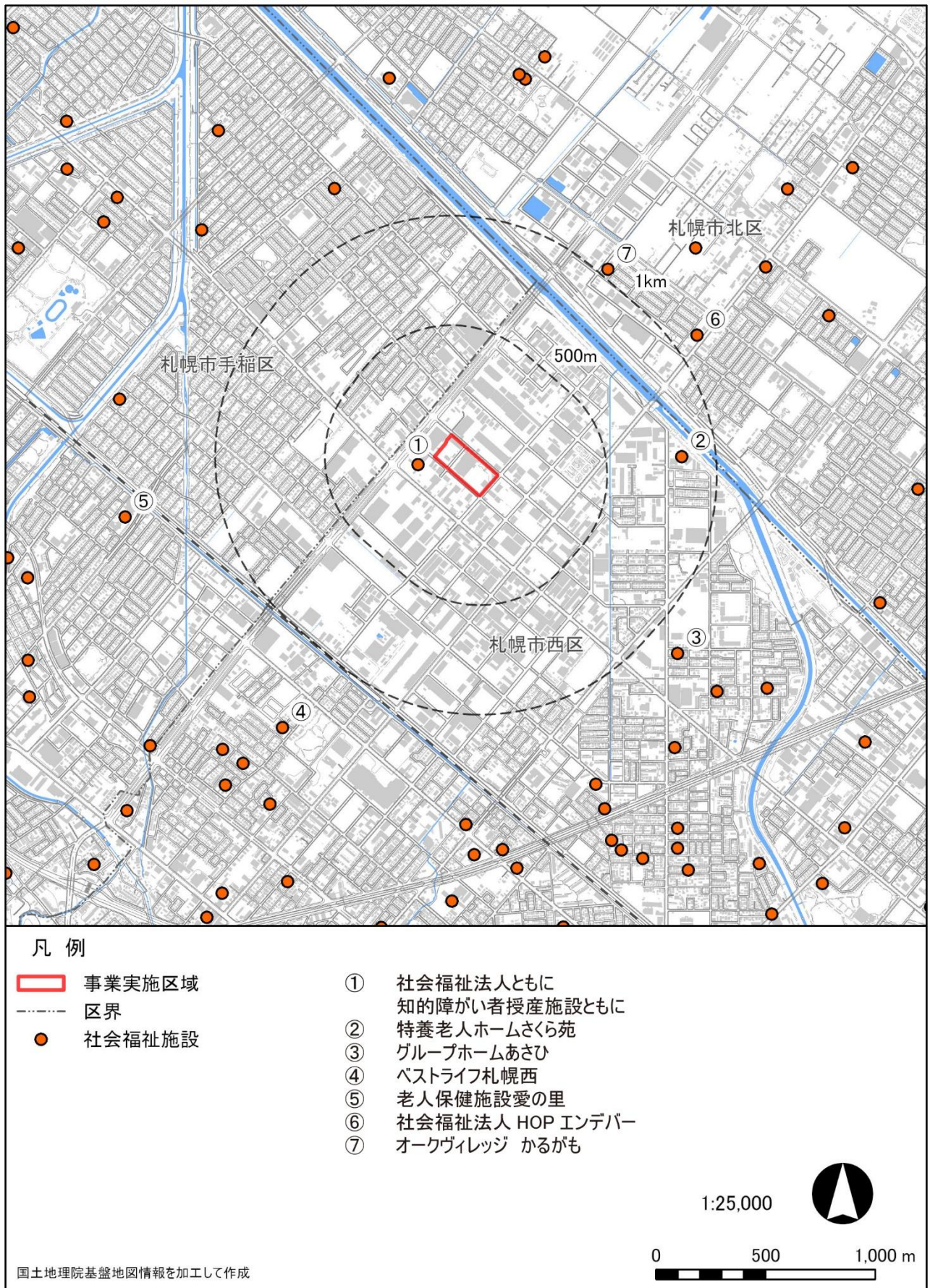
：「指定事業所および施設一覧」（令和 7 年 10 月 1 日指定分まで、札幌市）

：「市内障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等一覧」（令和 7 年 10 月 1 日現在、札幌市）



出典：「医療機関情報マップ」（令和7年10月、一般社団法人 札幌市医師会）

図 3-3-1-9 医療施設の分布状況



出典：「社会福祉法人一覧」（令和7年4月25日現在、札幌市保健福祉局保健所）

図 3-3-1-10 社会福祉施設の分布状況

(2) 住宅の配置

1) 集落の分布状況

事業実施区域周辺における集落の分布状況として、人口集中地区を図 3-3-1-11 に示す。

事業実施区域周辺は、北側の新川沿線を除き、ほとんどが人口集中地区に該当している。

2) 事業実施区域の周辺の人家

事業実施区域の敷地境界から周辺 100m 及び 300m の範囲に分布する人家の状況を、表 3-3-1-16 及び図 3-3-1-11 に示す。

事業実施区域から 100m の範囲には人家は存在していない。また、300m の範囲には北西方向の手稲区新発寒の住宅地が含まれ、集合住宅を含めて約 41 戸の住居が存在している。

なお、南東方向は工業専用地域となっていることから人家はほとんどない。

ここで、敷地境界から 100m 範囲の人家の状況を把握した理由は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針について」（公布日：平成 18 年 9 月 4 日、環境省）における騒音及び振動の調査対象地域の設定について、「対象施設から発生する騒音が距離減衰式等により相当程度変化すると考えられる地域であって、人家等が存在する地域とし、敷地境界からおおむね 100m までの範囲とする（振動も同じ考え方）」とされていることを参考にした。

表 3-3-1-16 事業実施区域周辺における住居

事業実施区域 からの距離	戸数（戸）	備考
100m以内	0	100m以内に住居なし
300m以内	約132	集合住宅4棟(36戸)は推計 ^注

注) 集合住宅(4 棟)は空き室を確認できないため満室とした推計値である。

出典：「国土地理院基盤地図情報」（令和 7 年 4 月版）



出典：「人口集中地区（DID）令和2年」（国土地理院）

図 3-3-1-11 人口集中地区及び事業実施区域周辺の人家

6. 下水道の整備の状況

ア. 下水道の整備状況

市全体、西区及び手稲区の下水道の整備状況及び処理人口を、表 3-3-1-17 に示す。

事業実施区域及びその周辺の下水道処理区域は図 3-3-1-12 のとおり、周辺は下水道が整備された地区であり、事業実施区域は手稲処理区に位置する。

表 3-3-1-17 令和2年度 下水道の整備状況及び処理人口

令和4年4月12日現在

対象区	管渠延長 (km)	総人口(A) (千人) ^注	処理区域		
			面積 (ha)	人口(B) (千人)	普及率 (B)/(A) (%)
市全体	8,300.4	1,975.1	24,790	1,971.1	99.8
西区	—	217.3	2,492	217.1	99.9
手稲区	—	142.7	2,206	142.5	99.9

注) 総人口(A)は、令和2年10月1日現在の人口である。

出典：「札幌市下水道台帳情報提供サービス」(令和6年1月更新、札幌市下水道河川局)

：「札幌市統計書 令和3年版」(令和4年3月、札幌市市長政策室)



出典：「札幌市下水道台帳情報提供サービス」（令和6年1月更新、札幌市下水道河川局）

図 3-3-1-12 下水道の整備状況